

卷 末 資 料

住民協働事業に結び付く17分野ごとの活動例示

この例示は、具体的な住民協働事業をイメージしやすいよう全国的に展開されている市民活動などの事例を特定非営利活動促進法(NPO法)に規定する17の分野ごとに集めました。このような中から当町の住民協働事業に結び付く活動が展開されることを期待しています。

1 保健・医療又は福祉の増進を図る活動

高齢者や障害をもつ方、ご病気中の方などへの支援、また、こうした課題を社会に問題提起し、解決できるよう働きかける活動などです。

(1) 高齢者向け支援

- ア 助け合いサービス(家事、買物、介助、衣服交換、おむつ交換、話し相手、見守り)
- イ 余暇活動(絵手紙、工芸、手芸、書道などの教室、三味線、琴、民謡などの鑑賞)
- ウ 移送サービス(散歩、ドライブ、買物、通院)
- エ 配食サービス
- オ 介護保険事業(デイサービス、ホームヘルパー派遣、身体介護、入浴)
- カ 訪問理・美容

(2) 障害者向け支援

- ア デイ・ケア(話し相手、留守番、預かり、送迎代行、外出時のヘルプ)
- イ ナイト・ケア(家庭で用事があるときの宿泊)
- ウ 余暇活動(絵画、音楽、パソコン教室、買物)
- エ 視覚障害者のためのCDによる読書の提供
- オ 聴覚障害者に対して字幕放送製作・作業所での自主製品作り

(3) 医療に関する支援

- ア アルコール・薬物依存症の人たちとの会合や電話相談
- イ 悩みを抱える人に対するカウンセリング
- ウ アトピーなどアレルギー問題の知識の普及

(4) その他の支援

- 不登校・引きこもりの者に対して講義

2 社会教育の推進を図る活動

学校教育以外のすべての教育活動を指し、消費者教育、生涯教育、社会問題の啓蒙活動などです。

- ア 学校では学べない遊びなどを通じた学びの場を提供
- イ 不登校や引きこもりの青少年による相互学習の場の提供や自立支援
- ウ 在日外国人に対する日本語教室や生活相談の支援
- エ 外出困難な障害者などが就労機会を得るためのインターネット技術の提供
- オ 高齢者や視聴覚障害者などに対するパソコン教室
- カ 高齢者を対象にした第二の人生のためのライフプランセミナー
- キ 経験豊富な退職者の業務知識を生かした社会参加への支援
- ク 円滑な人間関係を築くための心理問題解決やカウンセリング活動
- ケ 地域に住む誰もが教育問題に主体的に参画できる市民ネットワークの推進
- コ 知識をもった市民を講師として発掘し、市民と学校とをコーディネートする活動

3 まちづくりの推進を図る活動

地域の活性化、まちおこし、地域住民の交流活動などです。

ア 街並みの保存

イ にぎわいをなくした商店街の復興

ウ 河川の美化、街の緑化活動

エ 都市計画に住民の意見を反映させるよう行政に政策提言を行う活動

オ バリアフリートイレの情報や福祉マップの製作

カ 観光ガイドボランティア

キ 地域活性化を目指し公共の広場でのまちおこしのためのイベント企画

ク マンションの管理情報に関する相談会の開催や資料の提供

ケ 地域のまちづくりの取組などを紹介する市民講座

コ まちをよくするワークショップの開催

サ 都市計画への住民参加の活動

シ 市街地での自転車の普及事業

4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

地域における学術、文化、芸術、スポーツ振興の活動などです。

(1) 文化

ア 海外との文化・芸術交流、伝統文化の振興

イ 継承を目的とした茶道・歌舞伎などの教室や公演

ウ 着物のリサイクル事業

(2) 芸術

ア 子供たちに自己表現の場を与える芸術活動

イ 芸術に関する指導者の養成や公募展の開催

ウ 地域の芸能

エ 音楽の向上と発展に向けた市民オーケストラ・合唱団

(3) スポーツ

ア 多様なスポーツを通して心身の健全な育成を目指す地域のスポーツチーム

イ スポーツ指導

ウ 障害者スポーツの普及・オリエンテーリングなどの自然スポーツ教室

5 環境の保全を図る活動

自然環境の保護活動や野生動物の保護、ごみ問題への提言やリサイクル活動の推進、地球温暖化、酸性雨の調査活動などです。

(1) 自然保護・環境整備

- ア 土手の草刈り、河川の掃除
- イ 生物(ホタル、メダカ)の生息地復活・環境調査
- ウ カウンセリング(廃棄物、騒音など)

(2) 自然・環境会議

- ア 林や田んぼでの自然観察会
- イ 子供たちによる環境会議
- ウ 地球環境セミナー
- エ 環境マップづくり、自然に触れるエコツアー

(3) リサイクル事業

- ア 事業所、店舗などでの資源ごみの回収
- イ フリーマーケット
- ウ 生ごみ・資源ごみのリサイクルの推進
- エ 太陽光発電

6 災害救援活動

地震などの災害時や海山での遭難時の救援活動、災害後の心のケアや復興支援活動などです。

- ア 防災訓練や地震に関する情報の収集・発信
- イ 災害救助犬による行方不明者捜索活動
- ウ 防災講座(関東直下型地震に備える防災フォーラムの開催)
- エ 被災地へ義援金や救援物資を送る活動
- オ 自然災害に対する緊急救援活動
- カ 防災グッズの販売
- キ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ク 災害時における障害者、独居老人、高齢者への支援ネットワークの研究
- ケ 災害発生時に被災者への炊き出しなどを行う活動

7 地域安全活動

地域の防犯活動や交通安全活動、災害予防活動などです。

- ア 空き地の火災防止のための草刈りや不法投棄防止活動
- イ 犯罪予防の安全パトロール
- ウ 犯罪、事故防止のための研究活動
- エ 暴力、犯罪などに苦しむ人への精神的支援
- オ 防犯講座
- カ 土砂災害の防止・技術力の向上
- キ 交通事故相談や事務手続の指導・助言・相談

8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

犯罪被害者支援、発言や報道の自由の確保、核兵器の使用や製造の禁止の活動などです。

- ア 虐待されている子供と虐待してしまう親のための電話相談
- イ 児童相談所などとの連携による虐待の危機介入や救出
- ウ ホームレスへの食事・衣類・風呂・散髪・住居などの生活支援
- エ 人権啓蒙のための人権映画を見る上映活動や人権講演会
- オ 人権侵害を受けている人に対しての人権問題相談会の開催
- カ 平和推進活動

9 国際協力の活動

在日外国人を支える活動、途上国での保健・医療や教育援助活動、技術支援、難民支援、医療・食糧援助活動などです。

- ア 外国人に対する健康相談会や検診の実施
- イ 子育て相談会の実施
- ウ 電話による医療相談や生活相談の実施
- エ 日本語教室の開催
- オ 途上国への教育・医療支援、難民救助活動、生活物資を送る活動の実施
- カ 途上国に日本の道具を提供し技術を伝授する活動の実施
- キ 貧しい地域の子供たちを支援する里親制度
- ク 言葉、習慣、食を通しての異文化交流
- ケ 海外の実態を学ぶスタディツアーの開催
- コ イベントや観光ガイドの通訳

10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

就労の性差別をなくす活動、女性の社会的自立支援、セクシュアル・ハラスメント防止活動などです。

- ア 差別に反対する男女共同参画社会の形成を促進
- イ 子育て中の親のための託児付の教室や講演会の開催
- ウ 女性の雇用機会均等を求める女性の自立支援
- エ 子育て中の父親や母親への支援
- オ ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメントの防止又はそれらによる被害者の心理的・社会的支援
- カ 家庭内で仕事のできるSOHO(在宅勤務)の仕事紹介
- キ 子育て中の女性などを対象とした託児付のコンサートや講演会の開催

11 子供の健全育成を図る活動

乳幼児保育、学童保育所の運営、地域での世代を超えた交流活動、子供の権利を守る活動などです。

(1) 子育て支援

ア 親子で遊ぶ親子教室、親の講座参加時の託児、一時保育

イ 子育て情報誌の発行

(2) 子供に対する支援

ア 子供たちが悩みや思いを自由に話せる電話サービス

イ 外国籍の子供に対する語学教室の開催

ウ 災害・病気・貧困に苦しむ子供に手芸・工芸道具の寄贈、勉強のサポート

エ 共働き・母子・父子家庭の子供に対する学童保育

オ 自然に親しむキャンプの企画

カ 市民参画の教育活動

キ 親と子供の舞台鑑賞活動

ク 伝統文化の継承(太鼓、民謡など)

ケ まちづくりにおける子供の参画推進

(3) 青少年に対する支援

ア 学習障害、不登校の者などに対してフリースクールの開校・学習指導

イ 不登校・引きこもりの者に対してのカウンセリング

12 情報化社会の発展を図る活動

インターネットなど新しい情報通信技術の活用を図る活動などです。

ア パソコンやインターネットを取り扱う能力の向上のための情報処理教育の推進

イ ITコーディネーターの育成

ウ ネットワークを利用する医療・福祉分野への普及

13 科学技術の振興を図る活動

環境、医療分野の基礎となる研究や利用促進、燃料電池の開発などです。

ア 環境、医療分野の基礎となる研究や利用促進(燃料電池など)

イ バイオテクノロジーに関する研究事業

ウ 先端科学技術の情報提供・調査・研究・発表

14 経済活動の活性化を図る活動

ベンチャー企業の環境向上を図る活動、地域全体の経済活性化の促進を図る活動などです。

ア 商店街の活性化を通じて地域社会全体の経済活性化の促進

イ 農・工業への応用利用・開発の普及と支援

ウ ベンチャービジネス、コミュニティビジネスに関するセミナーの開催

15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

路上生活者の職業訓練や職業紹介、就労支援を図る活動などです。

- ア 障害者、高齢者、専業主婦、失業者の就職支援
- イ 起業を目指す人へのトレーニング、スキルアップ、交流の促進など
- ウ 障害者地域作業所

16 消費者の保護を図る活動

消費者に対して商品に関する情報提供、商品知識の普及を図る活動などです。

- ア 消費者相談
- イ 商品の品質、安全などの検査、管理活動
- ウ 消費者に対して商品に関する情報提供や相談
- エ 商品知識の普及を図る事業
- オ 自己破産相談

17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動などです。

- ア NPO法人設立運営相談
- イ 情報提供活動
- ウ 人材育成のための研修など団体への支援活動
- エ NPO運営に必要なスキルを提供するための広報や会計、労務管理、事業開発、資金開拓などの支援活動
- オ NPO同士やNPOと行政・企業をつなぐ役割

住民協働推進の概要

はじめに

1 住民協働を推進する背景

当町を取り巻く社会経済環境の変化（町民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、町民のまちづくりに対する関心の高まり、町の厳しい財政状況等）に的確に対応するためには、行政の活動だけではなく町民との協働によるまちづくりが求められている。

2 住民協働を推進して目指すもの（目的）

町民と行政が地域課題の解決に向けて、相互に協力・連携することを通して質の高い公共サービスを実現するとともに、公共の担い手として町民が主体的にまちづくりに携わることにより、地域に暮らす人々の満足度を高め、住民自治を醸成させていくことが目的である。

Ⅱ 住民協働を推進する必要性や課題

1 現在の動き

町民と行政や町民同士の連携・協力の動きの芽生え
町民の町政への参加・参画意識の高まり
地域団体、ボランティア団体の活動の活発化・情報共有化の要請

2 町民と行政が連携・協力してまちづくりを行う必要性

町民の声が反映されたまちづくりの推進
地域課題の解決に向けたきめ細かく、質の高い公共サービスの提供
公共の担い手としての町民の役割

3 町民と行政が連携・協力してまちづくりを行う上での課題

①情報を共有化できる仕組みづくり 町政に参加・参画しやすい環境づくり
まちづくりに関する意識の醸成、担い手づくり 町民活動がしやすい環境づくり
町職員の意識改革と知識の蓄積 住民協働を評価する仕組みづくり

Ⅲ 町民との協働によるまちづくりに向けて

1 住民協働によるまちづくりとは

【まちづくりとは】 町民と行政が自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為
【住民協働とは】 町民と行政が共通の目的を実現するために、互いに対等の立場で相互の信頼と合意の基に、役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくこと。

2 住民協働のまちづくりを進める上での基本的な考え方

(1) 住民協働を進める上での基本原則

目的及び課題の共有
相互理解と相乗効果
対等性 自主性の尊重と自立化の促進
公開・機会平等
補完性 期限の明確化

(2) まちづくりにおける役割

【町民にできること・やるべきこと】

生活者視点でのまちづくりの提案・行動
地域活動を通じたまちづくりへの貢献
町民ができる公共サービスの提供

【行政がやるべきこと・できること】

まちづくりを円滑に進めるための仕組みづくり
町民の自主的活動に対する協力・支援
行政が行うべき公共サービスの提供

Ⅳ 住民協働の進め方

1 住民協働を推進する方策

情報提供の機会・手段の充実、的確な広聴手段の確立
町職員の意識醸成、協働の担い手づくり
町民の参加・参画機会の拡充、参加・参画の仕組みづくり
町民が活動しやすい環境整備
住民協働事業の評価・改善の仕組みづくり

2 住民協働の手順（情報と意識の共有化が前提）

まちづくりの課題の発見
課題への取組と担い手づくり
課題解決に向けた提案と合意
協働による課題への取組と課題解決
から までで行ったことの評価・改善

3 おわりに

住民協働のまちづくりを進めていくためには、町民と行政の相互が権利を行使・主張するだけでなく、義務を履行し、協調しようとする心掛け・姿勢が重要である。
住民協働によるまちづくりを進めることは、地方自治の本旨（住民自治・団体自治）に立ち返ることである。

改革推進プログラムに基づく住民協働推進施策実施計画

基本方針 3 町民と行政の信頼関係の堅持

【公表用】

検討課題 2 地域とのつながりの強化 3 パートナーシップの創造

51

	取組項目	取組項目の概要	取組スケジュール					数値指標等の特記事項
			18	19	20	21	22	
40	地域への職員等の派遣制度の導入							
	1 地域懇談会実施システムの構築	町の政策、施策、事業等の計画、実施、評価及び改善の各段階(行政マネジメントサイクル)において、町民からの意見等を広く聴くとともに、町民と行政が互いの意見を交換することにより、より良い方向性を見だし、当該政策等に的確に反映させるため、地域懇談会を実施するシステムを構築する(原則として、経営戦略会議委員、各課長等を派遣する。)	検討 ⇒			実施 →		実施要領等を作成し、必要に応じて年2,3回程度実施する。
	2 職員出前講座実施システムの構築	町の事務事業等を広く町民に知らせることにより、当該事務事業等の所期の目的が効果的に達成されるようにするとともに、町民の行政に対する関心を深めるため、職員出前講座を実施するシステムを構築する。また、町職員が持つ知識、技能、経験、資格等を有効に活用することにより、職員の意識、意欲等を高揚させるとともに、町民の学習ニーズに効率的かつ効果的に応える仕組みを確立するものとする(原則として、担当職員等を派遣する。)	検討 ⇒			実施 →		実施要領、講座メニュー等を作成し、町民からの派遣要請、各課における必要性に応じて年10~12回程度実施する。
41	Let's庁内プロジェクトの設置	Let's庁内プロジェクトは、町職員を構成員とするプロジェクトチームとし、職員のうちから意欲のある者や住民協働に対して知識、関心等のある者などを原則として公募制で選考するものであり、職員が持つ知識、経験、アイデアなどを住民協働施策・事業に積極的に反映させるものである。 役職や年齢などに制限を設けず、幅広く意欲のある職員を登用し、町から仕掛ける住民協働施策・事業の企画・立案を行うものである。 企画・立案した内容は、「住民協働庁内検討会議」に対して提案し、当該検討会議が精査の上、経営戦略会議の決定を受け、担当課との調整を図りながら、事業化を進めるものである。 また、職員の意識啓発に資することも期待するものである。	検討 ⇒			実施 →		構成員数は、20人程度とし、年度当たり3~5件程度の企画・立案を行う。
42	地域活動への支援の充実							
	1 ボランティア・コーディネートシステムの検討・構築	ボランティア関連の情報提供や情報交換ができる場(町ホームページの活用を含む。)を構築するとともに、町民の活動意欲や能力をボランティア活動等に生かすためのボランティア・コーディネートシステムについて検討・構築する。	検討 ⇒			実施 →		社会福祉協議会等との協議・調整、連携を要する。
	2 ボランティア活動促進指針の検討・策定	ボランティア活動の促進を図る指針を作成し、地域ボランティアリーダーの育成や潜在的にボランティア活動をしたいと考えている町民の掘り起こし策を検討する。	検討 ⇒			実施 →		社会福祉協議会等との協議・調整、連携を要する。
	3 地域活動事業費補助制度の確立	地域団体等が行う防犯、環境、交通安全、子育て支援、高齢者支援などの事業の実績に見合った事業費補助制度を確立し、地域活動への支援を充実させることにより、地域の自主的な活動の促進を図る。			検討 ⇒	実施 →		

	取組項目	取組項目の概要	取組スケジュール					数値指標等の特記事項
			18	19	20	21	22	
43	「住民協働庁内検討会議」及び「住民協働町民推進会議」の設置							
	1 「住民協働庁内検討会議」の設置	町職員を構成員とし、行政活動における住民協働の在り方や方法などを検討するとともに、住民協働に対する職員の知識向上や意識改革を促すことを目的に設置する。	検討 ⇒				実施 →	
	2 「住民協働推進職員啓発研修会」の開催	住民協働を推進する上で最も重要な項目の一つである町職員の住民協働に対する意識の醸成、知識の蓄積を促すとともに、協働事業の進ちょく状況等を周知するため、「住民協働推進職員啓発研修会」を開催する。					毎年度2、3回程度実施 →	
	3 「住民協働町民推進会議」の設置	町民の視点で住民協働の在り方や町民が主体的に担うことが望ましい公共分野などを検討するとともに、庁内検討会議などでの町の住民協働に関する検討内容に対して、意見、提言等をいただくことを目的に設置する。	検討 ⇒				実施 →	
	4 「住民協働推進指針(仮称)」の策定	住民協働を推進する上での基本的考え方(基本方針)、住民協働の進め方(手順、方策、ルール等)などを定めた「住民協働推進指針(仮称)」を庁内協議及び町民の意見(「住民協働町民推進会議」、パブリックコメント等)を踏まえて策定する。	検討 ⇒				実施 →	
44	自治基本条例の制定	住民協働型の行政運営を進めるとともに、町民主体のまちづくりを推進するため、自治体運営の基本方針や町民の権利の保障などを具体的に規定した自治基本条例(仮称)の制定について検討する。					条例の制定について検討 →	住民協働施策の取組実績及び効果、協働体制の確立状況、気運の高まり等を総合的に勘案し、適時の状況を見ながら条例の制定について検討する。

語句説明

市民

単に「市」という地域内に住む住民という意味ではなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味しています。

また、「市民」は自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解される場合もあります。

特定非営利活動促進法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

ボランティアとNPO

ボランティアもNPOも自発的、主体的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは活動する個人、NPOはそうしたボランティアや職員などで構成され、継続的に活動している組織と言えます。個人ではなく、組織的に活動を展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

NPOにとっては、ボランティアは活動の担い手として重要な存在である一方、ボランティアにとってNPOは活動の場を提供してくれる組織と整理することができます。

無償・有償と非営利

ボランティア活動では、活動に係る経費を全額自己負担したり、対価を求めないような「無償」の形で行われる場合もあれば、活動に係る交通費や食費などの実費を受け取ったり、市場の賃金よりも低い報酬を受け取るような「有償」の形で行われる場合もあります。

一方、NPOの「非営利」は、無償・有償とは直接関係のない別の概念で、活動の継続・拡大や組織の維持のために、利益(収入から経費を差し引いた利益)を上げて、その利益を団体の構成員(役員や会員など)に分配しないで、新たな活動資金へ回していくという、組織の目的を表す言葉です。

NGO(Non-Governmental Organization 非政府組織)

一般的には、NPOとほぼ同じ意味ですが、「非営利性」よりも「非政府性(政府からの独立性)」を強調するとき、NPOと区別して使用される場合が多いようです。環境や人権・平和、教育、保健医療などの分野で、政府からは独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使われています。

終わりに

町民が自主的、自発的に行うボランティア活動を始めとした社会貢献活動は、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題の解決に向けて、福祉や保健・医療、まちづくり、社会教育、文化・芸術・スポーツ、環境保全、国際協力など様々な分野で年々活発になっています。

また、こうした活動は、町民個人として取り組まれるだけでなく、活動に参加する町民が結び付いたグループや団体、組織としてもその活動が展開されています。

こうした中で、平成10年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立・施行されました。この法律は、ボランティア活動を始めとする社会貢献活動を行う非営利団体に対して、社団法人などの従来の公益法人制度に比べて容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動を促進することを目的として制定されたものです。

このNPO法人制度の創設によって、法人名義で契約や登記が可能になるなど継続的な組織運営に当たっての基盤が整備されるとともに、法人の事業報告書等の情報公開に基づき、活動について市民が参加し、利用し又はチェックしていくという仕組みが整備されました。

また、このNPO法の成立を一つの契機として、市民が行う社会貢献活動の重要性が多くの人々に認識されるようになりました。

一方、少子・高齢化や国際化、高度情報化、環境問題の深刻化、青少年の健全育成の問題、住民に身近な犯罪の増加、男女共同参画社会の実現など、様々な社会的課題が顕在化する中で、市民の間には多様なニーズが発生し、そのニーズも複雑・高度化しています。

また、規制緩和、地方分権、行財政改革などの制度改革の流れによって、行政においては、「公」と「民」の役割を明確にし、行政サービスのあり方を改革していくことが求められています。

このため、多様化・複雑化する社会的課題を解決し、市民ニーズに的確に対応するためには、行政の対応のみでは著しく困難な状況になっています。

こうした背景から、社会貢献活動を行う市民が結び付いた組織体とし

での市民活動団体等が、行政や企業・事業者でもない第三のセクターとして、社会の様々な課題を解決し、市民の多様化するニーズにきめ細かく対応する仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たしていくことが期待されています。

この指針は、そうした重要な役割を担う市民活動を促進するとともに、町民と行政との適切なパートナーシップを構築し、積極的な連携・協力を進めるために策定したものです。

また、この指針は、今後「新しい公共」という考え方のもと、町民と行政との協働を総合的かつ計画的に実施するために、町民と行政とが連携・協力して取り組むことを定めたものです。

私は、この指針が町民の皆様の自主的な活動の促進と町民と行政との協働の手引となり、真に豊かな町民生活の実現に寄与することを期待しています。

今後も「町民との協働によるまちづくり」を積極的に推し進め、活力ある地域社会の形成に向け、努力してまいりますので、御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

平成19年8月

白岡町長 濱 田 福 司

町民との協働によるまちづくり

白岡町住民協働推進指針

平成19年8月

白岡町 町民活動推進課 住民協働担当

〒349 - 0292

埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野432番地

Tel 0480 - 92 - 1111 (代表)

内線352, 353

Fax 0480 - 92 - 9096

E-mail tyoukatsu@town.shiraoka.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/>